

保護者の皆様へ

証明書を「偽造」「変造（無断作成、改変）」した場合について

保育所等利用申込みなどの手続きの際に、添付いただく就労証明書等の書類について、令和2年12月1日より押印を省略して提出いただくことが可能となります。

ただし、申請者自身が偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について、発行元に電話確認等行う場合があります。

押印のない就労証明書等を偽造、変造（無断作成・改変）した場合について

刑法において、

- 有印私文書偽造罪（刑法159条1項）は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪（刑法159条2項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

にそれぞれ成立する。

就労証明書等に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

- 私電磁的記録不正作出罪（刑法161条の2第1項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

に成立する。

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

（名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室）